

令和4年5月23日

保護者の皆様へ

葛飾区子育て支援課

「リバウンド警戒期間」終了に伴う対応について

国は、新型コロナウイルスの新規感染者数が、首都圏を中心に大都市圏で減少傾向にあるものの、ゴールデンウィークの活発な人の動きもあり、依然として今後の動向に注視が必要であるとの見解を示しています。

東京都もゴールデンウィーク後の感染者数が、一時増加した後、減少に転じるなど、今後の動向に注意する必要があるとして、リバウンド警戒期間を終了するが、5月23日（月）以降も、基本的な感染防止対策を徹底していくことを決定しました。

区は、国や都の方針を踏まえ、「混雑している場所や時間を避けて行動すること」など基本的な感染防止対策への協力を、引き続き広報かつしか、区防災行政無線などの広報媒体により、区民に呼び掛けることにしました。

保護者の皆様には、引き続き下記の感染対策等にご理解とご協力をいただき、お子様の体調管理をお願いいたします。

なお、今後、国や都の通知に伴い、対応に変更が生じる場合には、改めて通知いたします。

記

- 1 園内に陽性者が発生した場合について
 - お子さん・担任に陽性者（※）が発生した場合、**濃厚接触者の特定まで対象者のクラスを閉鎖**します。
 - （※）最終登園（勤務）日が発症日（無症状の場合は検査日）の2日以内の陽性者が対象です。
 - ただし、**陽性者又は濃厚接触者が複数発生するなど集団感染のおそれのある場合は、濃厚接触者の特定後もクラス閉鎖を継続**する場合があります。
- 2 登園を控えていただく場合
 - （1）体調不良時の登園は厳に控えてください。
 - （2）同居のご家族に発熱・咳など体調不良がある場合も登園を控えてください。
 - （3）同居のご家族が体調不良によりPCR検査を受けた場合は、そのご家族の陰性が判明するまで登園を控えてください。
 - （4）同居のご家族が陽性になった場合は、そのご家族の療養期間が終了するまで登園を控えてください。
 - （5）同居のご家族が濃厚接触者となった場合は、そのご家族の健康観察期間が終了するまでは登園を控えてください。

3 家庭での保育

「リバウンド警戒期間」中は、集団における感染拡大防止の観点から、可能な範囲でご家庭での保育のご検討をお願いしておりましたが、「リバウンド警戒期間」終了に伴い、このお願いは終了します。

4 保育料について

(1) 「リバウンド警戒期間」中、ご家庭での保育にご協力いただいた場合、その日数に応じて日割り計算を行っていましたが、「リバウンド警戒期間」終了に伴い、令和4年5月30日以降、下記(2)を除き、ご家庭で保育を行った場合でも日割り計算は実施いたしません。

(2) 保育所・認定こども園の0～2歳児クラスの保育料は、園児やその同居家族が陽性や濃厚接触者となり、自宅待機等となった日数やクラス閉鎖の日数などに応じて、日割り計算します。

5 復職期限について

育休からの復職を条件に入所または入所内定した方が、家庭保育にご協力をいただいたことで、「慣れ保育」等ができず、入所月翌月までの復職が困難な方については、その復職期限を令和4年7月1日まで延伸しています。